発電事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第三十三条の十五第一項第一号、第四十四条の七第三号及び第四十四条の十三第一項第一号において同じ。）に係る業務を営む部門を含む。第三十三条の十五第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

［削る］

（体制の整備等）

第三十三条の十五　法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあっては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。次号及び第十二号において同じ。）の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）の用に供する室とを区分するものであること。

二～十五　［略］

2　［略］

四　認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門が、その特定関係事業者たる小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該認可一般送配電事業者の小売電気事業若しくは発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（体制の整備等）

第三十三条の十五　法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）の用に供する室とを区分するものであること。

二～十五　［略］

2　［略］

（特定送電等業務）

第四十四条の五　法第二十七条の十一の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るもの

（経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為）

第四十四条の七　法第二十七条の十一の四第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　送電事業者（認可送電事業者に該当するものを除く。次号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

二　［略］

三　送電事業者（認可送電事業者にあっては当該認可送電事業者の振替供給の業務を行う部門。第四十四条の十三第一項第一号及び第八号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者（認可送電事業者においては当該認可送電事業者の小売電気事業又は発電事業に係る業務を営む部門を含む。第四十四条の十三第一項第八号において同じ。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

（特定送電等業務）

第四十四条の五　法第二十七条の十一の三第二項本文の電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの

（経済産業省令で定める送電事業者の禁止行為）

第四十四条の七　法第二十七条の十一の四第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　送電事業者（認可送電事業者に該当するものを除く。次号及び第三号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

二　［略］

三　送電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。